

流山市立図書館掲示物等設置取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、流山市民の生涯学習や地域コミュニティづくりの推進を促す情報を提供するため、流山市立図書館に掲示するポスター、チラシ等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(掲示物)

第2条 この基準において掲示物とは、公共性があると認められる市民等への周知を目的とするポスター、チラシその他これらに類する次に掲げるものをいう。

(1) 市政情報

ア 流山市及び流山市教育委員会が実施する事業

イ 流山市及び流山市教育委員会が後援・共催した催しに関するもの

(2) 各行政機関の事業又は各行政機関から依頼のある事業

(3) 流山市内の学校事業に関するもの

(4) 個人、団体等が流山市内において市民活動を推進することを目的として行う事業又は流山市内に拠点がある個人、団体等が市民活動を推進することを目的に行う事業

(5) 生涯学習、社会教育に資する催しに関するもの

(6) その他館長が必要と認めたもの

(掲示が認められないもの)

第3条 流山市立図書館に掲示できない掲示物については、以下のとおりとする。

(1) 営利を目的としているもの

(2) 特定の宗教や政党に係るもの

(3) 法令、公序良俗に反する恐れがあるもの

(4) サークル等の会員募集、勧誘を目的としたもの

(5) 問合せ先（担当者）が不明確なもの

(6) その他館長が適当でないと認めるもの

(掲示期間)

第4条 掲示物の掲示期間については、次のとおりとする。

(1) 開催日等の期間が記載されているものは、当該期日まで

- (2) 行政等のお知らせで、年度や号が記載されているものは、次号が発行されるまで
- (3) その他の掲示物は、依頼があった日から1カ月とし、同一掲示物での延長は認めない。
- (4) 前各号に掲げる期間内であっても、掲示期間を短縮又は掲示しないことができるものとする。

(掲示物の取扱い)

第5条 掲示物の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 掲示スペースに余裕がない場合は、第2条(1)から(5)の順に優先して掲示することとし、その他の掲示物については公共性・公益性の高いものや流山市内の催し等に関するものを優先する。
- (2) その他、掲示物の取扱いについて変更が生じた場合においても、掲示依頼者への連絡等は行わないものとする。

附 則

この基準は、令和4年6月16日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年3月27日から適用する。